

「国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から 資金の提供を受けて行う研究は行わない」

名古屋大学はこの姿勢を今こそ貫いてほしい！

4月9日の中日新聞は、「名大、防衛資金獲得に余地 内規改定 軍事研究禁止は維持」とのタイトルの長文の記事を社会面トップに掲載した。ここでは、安全保障技術研究推進制度など防衛省が資金提供する研究の審査基準を4月7日に一部改定し、例外的に認める余地を広げたことが報じられている。

名大は、日本学術会議 2017 年声明を受けて2018年9月に、「軍事的安全保障研究の取扱いに係る基本方針」を役員会で決定した。(全文は次頁)

その中で「(2) 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から資金の提供を受けて行う研究は行わない」としつつ、「ただし、人道上の目的による研究であることが明白であり、かつ、研究成果の公開性が担保されていることが明らかな場合であって、その他別に定める基準により、学内に設ける審査委員会の審査で認められた場合はこの限りでない」という例外規定を設けていた。

この例外規定を用いて応募したいという研究者がこれまでいたのか、そして大学がそれを認めて安全保障技術研究推進制度に大学として応募していたのかは不明だが、これまで採択されていないことから、応募自体もなかったのではないだろうか。

しかし2023年以降北大が、昨年はさらに東北大と九州大も採択され、巨額の防衛資金を受けたことから、名大の研究者からも応募したいという声が出たに違いない。そこで大学は「基本方針」(2)の下線部を次のように変えたのである。

「ただし、研究の自律性・自発性及び成果の公開性が担保されていることが明らかな場合であって、学内に設ける審査委員会で別に定める基準により認められた場合はこの限りでない。」

このことを中日新聞の記事は、「今回の改定では、例外条件のうち『人道』の部分を削除。研究の『自律性』と『自発性』の確保を条件に加えた」と記している。だが、『人道』という研究の目的と内容にかかわる条件をはずし、研究の目的と内容を問わずに『自律性』『自発性』という研究方法の問題に置き換えることは、微修正どころか本質的な改変であり、「国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から資金の提供を受けて行う研究は行わない」という基本的立場を空洞化することではないだろうか。

中日新聞は杉山直総長の次の発言を報じている。「改定の目的は『基準の明確化』だ。「デュアルユース技術が一般的になり、軍事・民生の線引きがより難しくなっている。『人道』という基準は曖昧でかえって恣意的な解釈が可能だった。軍事研究はやらないという大原則、名大の精神は全く変わらない。」

『人道』という基準は曖昧で恣意的解釈が可能であることは2018年当時から指摘されており、そもそも例外規定を設けるべきではなかった。

また「軍事・民生の線引きがより難しくなっている」からこそ、軍の資金を受けるか否かで線引きをすることが一層重要になっている。民生研究

目次

- p.1-7 名古屋大学の内規改訂をめぐって 公開質問書 【資料】名古屋大学平和憲章
p.7-10 佐野昭代 「工学系国策研究動員システムとしての JST-Spring」

を行なうという研究者の主観的意図に関わらず、防衛省は、研究成果を軍事利用するために防衛費を出すのであり、大学はそこにのるべきではない。

「軍事研究はやらないという大原則、名大の精神は全く変わらない」という総長はじめ大学の姿勢をぜひ貫いてほしいと願う。政権が大軍拡、武器輸出、軍需産業育成に舵を切り、第七期科学技術・イノベーション基本計画にも安全保障を組み込み、大学の軍事化を推し進めようとしている今だからこそ、名古屋大学平和憲章を擁する名古屋大学は、この流れに抗して、「世界の平和と人類の福祉に寄与する」大学であり続けてほしい。

軍学共同反対連絡会幹事会はこの問題について、大学の考えを問う公開質問書を4月15日に大学へ送付した。そして5月 日に名古屋市内において池内了名古屋大学名誉教授らによる記者会見を行う予定である。ぜひ多くの名大関係者や市民が参加していただきたいと思う。そしてこの質問書をきっかけとし、学内外での対話が始まることを願っている。

(軍学共同反対連絡会事務局長 小寺隆幸)

名古屋大学 軍事的安全保障研究の 取扱いに係る基本方針 平成 30 年 (2018 年) 9 月 14 日役員会決定

名古屋大学は「自由闊達な学風の下、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人類の幸福に貢献する」ことを使命とし「構成員の自律性と自発性に基づく探求を常に支援し、学問研究の自由を保障する」ことを名古屋大学学術憲章で定め、大学運営の基本方針として、これまで長年にわたって世界の平和と人類の福祉に寄与する研究を推進してきた。

日本学術会議は、1950年及び1967年の自らの声明を継承し、2017年3月に「軍事的安全保障研究に関する声明」を決定した。声明、及び付随する「報告 軍事的安全保障研究について」では、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる分野の研究を「軍事的安全保障研究」と呼び、そこには、ア)軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ)研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ)研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等が含まれるとした。その上で、大学等は、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任

を負うため、学術の健全な発展という見地から、これら軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究の適切性を審査する制度を設けるべきであるとした。

本学では「教育基本法」の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与すること(名古屋大学通則第1条)を目的としていることから、軍事的利用を目的とする研究は行わない。また、研究者は、研究成果が自らの意図に反して軍事目的に転用され、使用される可能性もあることを認識して研究活動を行うべきである。以上を踏まえて、軍事的安全保障研究について以下の基本方針に従って取り扱う。

(1)「世界の平和と人類の福祉に寄与する」という名古屋大学通則第1条の趣旨に照らし、軍事的利用を目的とする研究は行わない。

(2) 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から資金の提供を受けて行う研究は行わない。ただし、人道上の目的による研究であることが明白であり、かつ、研究成果の公開性が担保されていることが明らかな場合であって、その他別に定める基準により、学内に設ける審査委員会(以下「委員会」という。)の審査で認められた場合はこの限りでない。

(3) 前記(2)の他、財源の出所を問わず本学で行うすべての研究についても、研究成果が軍事的に利用される可能性が高い研究を行おうとするときは、名古屋大学通則第1条及び名古屋大学学術憲章の趣旨に適合するかどうかについて委員会による審査を受けなければならない。

2026年4月7日上記(2)を下記に改定

(2) 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から資金の提供を受けて行う研究は行わない。ただし、研究の自律性・自発性及び成果の公開性が担保されていることが明らかな場合であって、学内に設ける審査委員会で別に定める基準により認められた場合はこの限りでない。

名古屋大学への公開質問書

2026年4月15日 軍学共同反対連絡会 幹事会

名古屋大学 杉山 直 総長殿

2026年4月15日
軍学共同反対連絡会 幹事会

私たち軍学共同反対連絡会は、大学における軍事研究に反対する取り組みを行っている研究者と市民の団体です。私たちは貴学が「自由闊達な学風の下、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献されてきた」こと、とりわけ軍事研究は行わないという姿勢を堅持されてきたことに敬意を表します。

しかし4月9日付中日新聞の報道「軍事利用の可能性のある研究の審査基準を定めた内規を一部改定し、防衛省などが資金提供する研究を例外的に認める余地を広げた」を見て、私たちは大変驚き、危惧しています。とりわけ私たちの会員である貴学の名誉教授の方や卒業生は心を痛めています。

そこで会として以下の質問を行います。なお、この問題は広く報道され、市民の関心も高いことから、公開質問状とし、ご回答は今後記者会見などで広く紹介させていただきます。

2015年から始まった安全保障技術研究推進制度について、日本学術会議2017年声明を受けて貴学は2018年に「基本方針」を定められました。そこでまず「国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金を原資とする研究は行わない」と明記されたことを私たちは高く評価しましたが、「ただし、人道上の目的による研究であることが明白であり、かつ、研究成果の公開性が担保されていることが明らかな場合であって、その他別に定める基準により、学内に設ける審査委員の審査で認められた場合はこの限りでない」と付記されたことは疑問でした。当時例示された地雷除去も、カンボジアなどでは戦後復興に欠かせない人道的技術ですが、戦争中であれば敵の地雷を除去し進撃するための軍事技術です。人道目的に限って研究するのであれば軍の予算を使うべきではありません。そういう疑問はありましたが、それでもカ

ンボジアでの地雷除去など切実な状況がある中で、そのような人道支援に限って例外規定を定めるといふ貴学の姿勢は理解できました。

しかし今回、その人道上の目的という制限も外して、下記のように改定されました。

「国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金を原資とする研究は行わない。ただし、研究の自律性・自発性及び成果の公開性が担保されていることが明らかな場合であって、学内に設ける審査委員会で別に定める基準により認められた場合はこの限りでない。」

そのことについて中日新聞は次の総長のご発言も紹介しています。

「改定の目的は基準の明確化である。デュアルユース技術が一般的になり、軍事、民生の線引きがより難しくなっている。『人道』という基準は曖昧で、かえって恣意的な解釈が可能だった。軍事研究はやらないという大原則。名大の精神は全く変わらない。」

軍事研究はやらないという大原則は変わらないという姿勢に強く賛同します。また前述したように『人道』という基準は私たちも曖昧であると思います。そうであれば2018年の基準の例外規定自体をなくすべきではないでしょうか。いったん決めた「人道的」という基準を降ろしながら、その代わりに研究の目的や内容に関わる基準を加えるのではなく、全く異なる観点の研究の自律性・自発性・公開性を新たに加えたことは、研究の内容については問わないことを意味するのではないのでしょうか。2018年に「研究は行わない」と明確に言い切りながら、曖昧ではあれ人道上の目的に限定して例外規定を付したのですから、人道上の目的を外すのであれば但し書き自体を設ける必要はないはずです。

Q1 2018年に人道目的についてのみ例外規定を設けた意図を改めてご説明ください。また今回、曖昧であるからというのであれば、人道目的という基準をより詳しく明確に掲げるべきです。そうするのではなく、内容上の歯止めとは異なる基準を設けることで例外規定はより拡大したように思

います。それは2018年の基準の明確化ではなく、「国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金を原資とする研究は行わない」という根本的な立場の転換であると思いますが、貴学のお考えをお聞かせください。

貴学は「軍事研究はやらないという大原則は全く変わらない」としています。

一方日本学術会議2017年声明に付随する「報告 軍事的安全保障研究について」では、「軍事的安全保障研究に含まれるのは、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である」

「基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にはあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる」

としています。ここで軍事的安全保障研究は軍事研究と同義です。

防衛装備庁による安全保障技術研究推進制度による研究は、イ)に該当し、さらに防衛装備庁は公募要領に「国家安全保障戦略」に基づき「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し」と明確に書いていますのでウ)にも該当します。

さらに防衛省の図(『防衛イノベーション科学技術研究所 1年間の成果と今後の課題について』2025年11月

https://www.mod.go.jp/atla/research/ats2025/pdf_oral_matl/1111_1120_s04.pdf)では、安全保障技術研究推進制度は基礎研究の上に位置づけられています。防衛装備庁も、研究テーマを

定めて公募している以上単なる基礎研究ではないと認識しているのです。しかもそこから防衛装備化(実用化)に向かって矢印が引かれています。大学が「基礎研究である」と主張しても、防衛装備庁の認識とは異なっているのです。

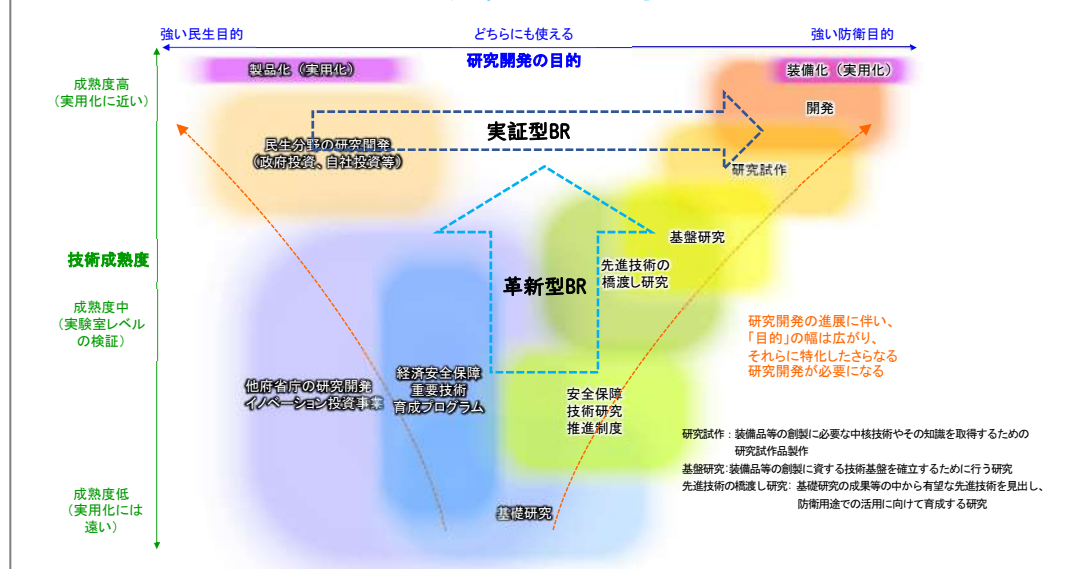
Q2 安全保障技術研究推進制度による研究は軍事的安全保障研究(軍事研究)に他ならないと考えますが貴学のお考えをお聞かせください。もし軍事研究でないというのであれば、上記の説明のどこが間違っているのか、ということも含めその理由をお示しください。

中日新聞の記事は総長のご発言として「デュアルユース技術が一般的になり、軍事、民生の線引きがより難しくなっている」と報じています。このことと今回の改定はどう関連しているのでしょうか。

確かにほとんどの技術は民生用にも軍事用にも使えます。そのことをもって軍民両用(デュアルユース)技術と考えれば、大学はその技術を民生目的で研究し、その成果が軍事利用されないようにする責任があります。しかしこの間問題となっているのは、民生目的の研究を軍が利用することです。そこで大学は、大学における研究が軍事利用されないために最大限の注意を払う必要があります。だからこそ、日本学術会議はまずその入口(資金面)で歯止めをかけることを提起したのです。政府による運営交付金の削減などで研究費のねん出が厳しい状況は理解しますが、だからといって防衛費に頼るべきではないと私たちは考えます。

Q3 総長のご発言「デュアルユース技術が一般的になり、軍事、民生の線引きがより難しくなっている」は今回の改定とどのように関連しているのでしょうか。「線引きが難しい」ことが、なぜ安全保障技術研究推進制度への応募基準を広げることになるのでしょうか。

— ブレークスルー研究の位置付け —



Q4 但し書きで「研究の自律性・自発性及び成果の公開性が担保されていることが明らかな場合」とされていますが、安全保障技術研究推進制度について、どのような根拠でこれらが担保されていると考えられるのでしょうか。公募要領にそう書いてあるというだけでしょくか。

日本学術会議 2017 年声明は「防衛装備庁の『安全保障技術研究推進制度』では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と記しています。

この指摘を意識してか、公募要領には「アドバイザーが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしています。ただし、指導を行うときは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要があると PD が認めた場合のみとしています。また、研究実施主体はあくまでも研究者であることを十分に尊重して行うこととしており、アドバイザーが、研究者の意思に反して研究計画を変更させることはありません」と記されています。

しかし「指導」は不正行為についてだけだとしても、「助言」は研究内容に及びます。さらに令和 5 年度「防衛省行政事業レビュー公開プロセス取りまとめコメント」では「安全保障技術研究推進制度への応募者の研究を防衛のニーズにマッチングさせるため、研究期間中も一定のコミュニケーションをとり、ニーズ側のインプットを十分なものにすべき」と明記されています。防衛省は今開発しようとしている最先端兵器への応用のために防衛費から巨額の支出をするのですから、当然「防衛のニーズにマッチングさせるため、ニーズ側のインプット」を行うのではないでしょくか。そして資金を提供する側からの説得に応じた研究者との「合意」のうえで、研究計画を防衛装備品への応用に資するように変更させることもありうるのではないでしょくか。

さらに、安全保障技術研究推進制度における研究でも、将来機微な特定重要技術に指定されれば、研究成果の公開が禁じられる可能性も皆無ではありません。

だからこそ 2017 年声明は「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、大学等の研究機関にお

ける軍事的安全保障研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」という警戒心を持つことを大学に訴えています。

Q5 上記の防衛省の動きを見るならば、研究の自律性・自発性に対する巧妙な介入や将来における成果の公開性の制限などの可能性が否定しえないと考え、軍事への緊張関係を持ち続けることが大学としての責任ではないでしょくか。貴学はどうお考えでしょくか。

Q6 改定された文書の最後に「学内に設ける審査委員会で別に定める基準により認められた場合はこの限りでない。」と書かれています。この「別に定める基準」をお示しください。

名古屋大学は 1987 年に学生、院生、教職員、生協職員 8,523 名（全構成員の 58%）の批准署名を得て名古屋大学平和憲章を制定しました。

そこでは「人類がみずからの生み出したものによって絶滅するかもしれないという危機的状況」の中で、大学人は「何をなすべきか、何をしうるか、鋭く問い」、「大学は、平和の創造の場として、また人類の未来をきりひらく場として、その任務をすすんで負わなければならない」と決意しています。その帰結として「戦争を目的とする学問研究と教育には従わない。…軍関係機関からの研究資金を受け入れない」と宣言したのです。そのことが 2018 年の基本方針にも買かれていたと思います。

今、核兵器だけではなく、AI を用いた自律型殺人兵器 LAWS、脳科学を応用したサイボーグ兵士の創造など、人類を脅かす新たな軍事技術の開発が進んでいます。そういう中で大学への軍事の侵蝕を細心の注意をもって見逃さず、毅然としてはねのける名古屋大学平和憲章は、ますます現在の意味を持っていると私たちは考えます。

Q7 貴学は平和憲章を今も尊重していますか。尊重しているのであれば、安全保障技術研究推進制度への応募はその精神に反するものではないでしょくか。貴学のお考えをお聞かせください。もしも名古屋大学平和憲章は過去の歴史的な文書だが今の時代にはそぐわないとお考えであれば、平和憲章が今に通じない理由をお聞かせください。

質問は以上です。個々の問いに真摯にお答えいただき、5月10日までにご回答を送付してくださいませようお願いします。

【資料】名古屋大学平和憲章

平和憲章は、「名古屋大学は平和の創造に貢献する」「もう二度と戦争には協力しない」ことなどを定めたものです。1987年、名古屋大学構成員（学生、院生、教職員、生協職員など）のうち8,523名（全構成員の58%）の批准署名を得て制定されました。

わが国は、軍国主義とファシズムによる侵略戦争への反省と、ヒロシマ・ナガサキの原爆被害をはじめとする悲惨な体験から、戦争と戦力を放棄し、平和のうちに生存する権利を確認して、日本国憲法を制定した。

わが国の大学は、過去の侵略戦争において、戦争を科学的な見地から批判し続けることができなかった。むしろ大学は、戦争を肯定する学問を生みだし、軍事技術の開発にも深くかかわり、さらに、多くの学生を戦場に送り出した。こうした過去への反省から、戦後、大学は、「真理と平和を希求する人間の育成」を教育の基本とし、戦争遂行に加担するというあやまちを二度とくりかえさない決意をかためてきた。

しかし、今日、核軍拡競争は際限なく続けられ、核戦争の危険性が一層高まり、その結果人類は共滅の危機を迎えている。核兵器をはじめとする非人道的兵器のすみやかな廃絶と全般的な軍縮の推進は、人類共通の課題である。

加えて、節度を欠いた生産活動によって資源が浪費され、地球的規模での環境破壊や資源の涸渇が問題となっている。しかも、この地球上において、いまなお多くの人々が深刻な飢餓と貧困にさらされており、地域的および社会的不平等も拡大している。「物質的な豊かさ」をそなえるようになったわが国でも、その反面の「心の貧しさ」に深い自戒と反省がせまられている。戦争のない、物質的にも精神的にも豊かで平和な社会の建設が、切に求められている。

今、人類がみずからの生み出したものによって絶滅するかもしれないという危機的状況に直面して、われわれ大学人は、過去への反省をもふまえて、いったい何をなすべきか、何をしうるか、鋭く問われている。

大学は、政治的権力や世俗的権威から独立して、人類の立場において学問に専心し、人間の精神と英知をになうことによってこそ、最高の学府をも

つてみずからを任じることができよう。人間を生かし、その未来をひらく可能性が、人間の精神と英知に求められるとすれば、大学は、平和の創造の場として、また人類の未来をきりひらく場として、その任務をすすんで負わなければならない。

われわれは、世界の平和と人類の福祉を志向する学問研究に従い、主体的に学び、平和な社会の建設に貢献する有能な働き手となることをめざす。

名古屋大学は、自由闊達で清新な学風、大学の管理運営への全構成員の自覚的参加と自治、各学問分野の協力と調和ある発展への志向という誇るべき伝統を築いてきた。このようなすぐれた伝統を継承し、発展させるとともに、大学の社会的責任を深く自覚し、平和の創造に貢献する大学をめざして、ここに名古屋大学平和憲章を全構成員の名において制定する。

一、平和とは何か、戦争とは何かを、自主的で創造的な学問研究によって科学的に明らかにし、諸科学の調和ある発達と学際的な協力を通じて、平和な未来を建設する方途をみいだすよう努める。その成果の上に立ち、平和学の開講をはじめ、一般教育と専門教育の両面において平和教育の充実をはかる。平和に貢献する学問研究と教育をすすめる大学にふさわしい条件を全構成員が共同して充実させ、発展させる。

二、大学は、戦争に加担するというあやまちを二度とくりかえしてはならない。われわれは、いかなる理由であれ、戦争を目的とする学問研究と教育には従わない。そのために、国の内外を問わず、軍関係機関およびこれら機関に所属する者との共同研究をおこなわず、これら機関からの研究資金を受け入れない。また軍関係機関に所属する者の教育はおこなわない。

三、大学における学問研究は、人間の尊厳が保障される平和で豊かな社会の建設に寄与しなければならない。そのためには、他大学、他の研究機関、行政機関、産業界、地域社会、国際社会など社会を構成する広範な分野との有効な協力が必要である。学問研究は、ときの権力や特殊利益の圧力によって曲げられてはならない。社会との協力が平和に寄与するものとなるために、われわれは、研究の自主性を尊重し、学問研究をその内的必然性にもとづいておこなう。学問研究の成果が人類社会全体のものとして正しく利用されるようにするため、学問研究と教育をそのあらゆる段階で公開する。社会との協力にあたり、大学人の社会的責任の自

覚に立ち、各層の相互批判を保障し、学問研究の民主的な体制を形成する。

四、われわれは、平和を希求する広範な人々と共同し、大学人の社会的責務を果たす。平和のための研究および教育の成果を広く社会に還元することに努める。そして、国民と地域住民の期待に積極的に応えることによって、その研究および教育をさらに発展させる。科学の国際性を重んじ、平和の実現を求める世界の大学人や広範な人々との交流に努め、国際的な相互理解を深めることを通じて、世界の平和の確立に寄与する。

五、この憲章の理念と目標を達成するためには、大学を構成する各層が、それぞれ固有の権利と役割にもとづいて大学自治の形成に寄与するという全構成員自治の原則が不可欠である。われわれは、全構成員自治の原則と諸制度をさらに充実させ、発展させる。われわれは、この憲章を、学問研究および教育をはじめとするあらゆる営みの生きてはたらく規範として確認する。そして、これを誠実に実行することを誓う。

(1987年2月5日)

名古屋大学豊田講堂にて制定宣言)

【寄稿】

工学系国策研究動員システムとしての JST-Spring 2025 年度東京大学 SPRING-GX の経済的支援打ち切り条件と 基幹プログラム講義内容を例に

佐野昭代 (東京大学・総合文化研究科・SPRING-GX)

はじめに

本稿で筆者は大学院生向けプログラム JST-Spring の運用実態について、具体的な事例を幾つか挙げることで、その問題点を指摘したい。以下、JST-Spring の現在の運用は、プログラム講義参加と支援の組み合わせ、プログラム講義の工学化、国策との一致度という条件が重なることにより、大学院在学中の若手研究者を、その生活費を抵当として国策工学研究に動員するような運用になっており、軍事動員になる条件が既に揃ったものになっていると告発するものである。

JST-Spring 概要 — SPRING GX を例に

まず、JST-Spring について、二つの観点で概説する。周知の通り JST-Spring は、大学院生支援プログラムである。周知の通り、2025 年前半に Spring の生活費支援対象者を「日本人」に限定するという方針について政府内で議論が進んでいたため、2025 年 7 月以降にこの「日本人」限定を巡り、反対運動が全国で散発的に起こった。この反対運動で、東京での活動を牽引し、今日まで組織化・継続している、お茶の水女子大学在学の大室恵美は以下の通り書き出している：「文部科学省は、博士課程の大学院生への支援制度・JST SPRING (以下、SPRING) について、… (中略) …支援対象を「日本人」限定にするという方針を 6 月 26 日に示し、7 月 30 日に本決定した¹⁾」。この

後大室が大学院生のおかれた状況や競争的資金の問題に触れていることに鑑みると、JST-Spring 自体は、支援制度としての意味合いを持つ、と大学院生の側で捉えられる。

他方で、JST-Spring については、全く別の角度からの議論もあることに注意したい。というのもそもそも JST 自体が、「特定の課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズの創出を目指す『創発的研究』を推進する」と、破壊的イノベーションありきの研究支援計画を立てているのである²⁾。これについては、京都大学の駒込武が、「イノベーション」「シーズ」等の概念を鍵にして、産学官連携に否定的な見解を示していることが示唆的である³⁾。駒込が京都大学の制度改変の文脈で JST-Spring にも触れていることを考えると⁴⁾、JST-Spring を、日本の産学連携イノベーション推進の学術政策の梃子として捉えることそれ自体は奇異でもない。

以上から、JST-Spring は、大学院生の生活環境レベルで見た場合、生活費支援であるというに足る制度である反面、国の学術政策レベルで見た場合、「破壊的」なイノベーションを推進するための制度である、という二重の性質を帯びるという仮説が立つ。以下、本稿では主に東京大学の SPRING-GX の事例を検討する。正式名称は「グリーン・トランスフォーメーション (GX) を先導する高度人材育成」という題名である。なお、ここでの

グリーントランスフォーメーション/GX を、SPRING-GX 運営は「人類の共有財産である地球環境をよりよく管理し、将来世代に引き継いでいくための社会の変革」と定義する。ここに、全学から筆者含む 1307 名の博士後期課程大学院生が被採択者となっている。なお、被採択者は基幹プログラムと高度スキル養成プログラムを受講する必要がある⁵。この内高度スキル養成プログラムは SPRING-GX が提供するものではないため、実質的に SPRING-GX 運営による育成プログラムは基幹プログラムのみである。

「とにかくプログラムを受講させたい、そしてとにかく経済的支援を打ち切りたい」？

上記の二つの側面の内、本節では、経済支援プログラムとしての性格に着目し、SPRING-GX の運用実態とその意図を考察したい。Spring の学内サイトを要約すると、以下のような説明があると、経済的支援は研究奨励金と研究費、それから特定のプログラム・プロジェクトの参加補助をまとめたものである⁶。他方で、確認を要するのは、経済的支援の項目のすぐ下に、経済的支援を打ち切る項目があるということである。そして、この経済的支援打ち切り条件には、産休・育休を例外として、応募資格喪失、学振 DC 被採択、一定額の収入のみならず⁷、休学などがある⁸。さらに SPRING-GX の年度末報告書のメールには、「基幹プログラムの受講は必須…（中略）…※参加または視聴が確認できない場合は来年度以降の経済的支援の停止を検討…⁹」との文言があり、基幹プログラム不参加も経済的支援を打ち切る条件となっていることが分かる。ここで、「経済的支援辞退≠SPRING-GX 辞退」ということに留意したい。現に、学内サイトでは「辞退」と「経済的支援の辞退」は独立した項目になっており¹⁰、先述の条件で、院生が経済的支援を辞退する、打ち切られるということになっても、SPRING-GX は継続する。SPRING-GX の経済支援プログラムとしての性質は、様々な条件で経済的支援を打ち切る点で、最小限であるといえよう。

SPRING-GX の基幹プログラム ― 2025 年 12 月に南鳥島のレアアース泥掘削を考える？

前節の議論を受け、本節では、2025 年度の SPRING-GX の基幹プログラムから、育成プログラムとしての JST-Spring を検討する。然る訳で、2025 年度の基幹プログラムは以下の通りである

¹¹：

川口大司（経済学研究科）「経済学における因果推論…」

目黒公郎（情報学環）「災害のメカニズムと効果的な災害対策のあり方」

坂田一郎（工学系研究科）「社会と工学的アプローチの橋渡し…」

浦野泰照（薬学系研究科）「化学が牽引するサステナブル未来型医療」

加藤泰浩（工学系研究科）「南鳥島の海底鉱物資源開発を活用した真に持続可能な社会の構築」

中村宏（情報理工学系研究科）「データ活用社会を支える持続可能なコンピューティング」

一見して明らかのように、全く「グリーン」ではないのである。葉緑体やバイオマスに関する話題、理学系や農学系で環境系・生命系の自然科学を行うアプローチどころか、グリーンとは何かを哲学的・歴史的に問うような人文系アプローチや、水文学・雪氷学のような理学系アプローチさえない。代わりにあるのは、工学的・情報学系のアプローチである。社会科学は常に経営目的で情報系アプローチを伴って出現し（川口・坂田）、全体の半分が工学開発の工学系・情報理工学系の両研究科の教員（坂田・加藤・中村）により行われる。こうしてみると、大雑把に見ただけでも、SPRING-GX の基幹プログラムは、工学・情報学開発と技術経営に偏った構成になっている。以下浦野と加藤の講義を検討する。

まず浦野の講義であるが、患者に蛍光プローブを投与してその癌細胞を発光させ、治療方法に繋げるものであった。他方でこの講義では、蛍光プローブの自然生態環境下での挙動についての説明が不十分であり、そこに対して環境負荷を問う質問が随所に見られた。その時に浦野は、最後に反論をよこす時間が残らないタイミングでこういった：「毒性制御の問題だ。皆さん、食塩って猛毒があるの知ってますか？ NaCl だって濃度で猛毒なんですよ？」自然界に既に存在しており身近な物質循環にあるものを、毒性制御の詳細も一切説明せず、自然界に存在しない物質を開発する口実として使うことは適切とはいえない。プラスチックも地雷も放射性廃棄物も、便利な最新技術だったころにはここまで収拾に苦労するものだとは思わなかった筈である。浦野の NaCl 発言は、そういった責任が一切見えない発言であった。浦野は理系応用研究・人工生命研究者の集合体である「東京大学 次世代生命概念創出研究グループ」のメ

ンバーであり¹²、テクノリバタリアン的な性格が見えることも付言しなければならない。確かにプローブを使って癌の発見・治療を飛躍的に伸ばすことは望ましくとも、ここまで開発重視・自然軽視の剥き出しのテクノリバタリアニズムを、講師が先鋭的に内面化しているのは看過できない。

次いで加藤の講義について言えば、開講時期が致命的である。この講義は2025年12月4日に開催された。この日は11月7日の高市首相による「台湾有事＝存立危機事態」発言を受けて中国による経済制裁がかかった後、12月5日に小野田紀美特命相が南鳥島レアアース採掘について記者会見する間に位置する¹³。本件には資源ナショナリズムが疑われる。というのも、南鳥島レアアースの実用化は、東京大学の岡部徹副学長が「いいかげんにしろ、と思いました」と言うレベルで実現性が低いもので¹⁴、この南鳥島レアアース開発の急浮上自体が合理的・技術的なものというよりは感情的・国策的なものであると疑われる故である。このような感情的・国策的であると疑われるテーマで、2025年12月に「タイムリー」な工学開発が、JST-Springの基幹プログラムで開講された。

いずれにせよ、ここでいう「グリーントランスフォーメーション」とは、明らかに、人文系や理学・農学の生命系・環境系の基礎研究ではなく、技術経営系の社会科学や開発系の工学・情報学に特化しており、また12月4日の開講内容を当時の日本の政情に照らしても、国策に即した運用が為されているといえる。JST-Springの育成プログラムは、このような国策に好都合なグリーンウォッシングに他ならないのである。

付言すれば、基幹プログラムには、経済支援がなくとも参加する義務が残る。また、東洋大学のJST-Spring採択者向けのプログラムとの合併講義¹⁵や、SPRING-GX修了者数百名の招待もあり、この基幹プログラムによる動員体制は、東京大学という大学の枠や、現行被採択者の世代を超えて広がっている。最小限の経済的支援と異なり、国策動員は最大限なのである。

おわりに — JST-Spring による軍事動員で非工学系の一若手研究者が考えること

以上、JST-Springについて記述してきた。少なくとも東京大学のSPRING-GXの育成プログラムを一言で要約するなら、最小限の経済支援と最大限の工学情報学開発をグリーンウォッシングで重

ね合わせたものであるといえる。本稿前半の議論を踏まえると、基幹プログラムは、一方では、工学情報学開発のグリーンウォッシングなのであり、もう一方では、生活費保障の要件なのである。本稿を総括すれば、最小限の消極的な経済的支援と、最大限の積極的な工学情報学開発推進を並行し、前者の経済的支援を後者の工学情報学開発の抵当とすることで、また経済的支援打ち切り後の工学情報学開発の強制と大学間ネットワークを拡張することで、JST-Springが、その運用上、工学系国策研究動員システムになっている、ということである。

ここで育成プログラム、つまり生活費の抵当となっている国策動員に懸念がある。情報社会学・技術経営学の推進は監視用AIや自律型致死兵器システムLAWSに応用される可能性が残る。南鳥島のレアアースの一件は、国策動員の側面を隠さない。講師のテクノリバタリアニズムに鑑みれば、グリーントランスフォーメーションという建前は、もはや生命や生態系を保持する大義を失い、何の歯止めにもならない。そして残酷なことであるが、この育成プログラムで何を学ぶか、学んだ内容が兵器に転用されるか否かについて、受講者には一切の裁量が与えられていない。講義内容を除き、国策軍事動員になる条件は既に揃っている。ここで、現場の大学院生が組織的な巨悪——七三一部隊のような——に加担することを、科学史に残る汚名たらしめられることを、被採択者の一員として切実に危惧する。

最後に私事で恐縮であるが、筆者はサハ語とエヴェンキ語を学んでおり、母語話者の知人が何人かいる。片想いかも知れないが、彼らとサハ語・エヴェンキ語で意思疎通をする喜びに替わるものはない。他方で、彼らの共和国は、ロシアの対ウクライナ戦争で人口当たり死者数が高い。ロシアとウクライナの戦いで死んでいくのは、中央の人間ではなく、彼らのような先住民集団なのである。他方で日本のウクライナ人道支援論では、この機に乗じて武器輸出を主張する者、この機に乗じて近隣諸国との関係悪化を唱える者がいる。然し私が憂慮することは国際人道的な大義ではなく、言葉の通じる彼らと「お国のため」に刺し違え得ることである。

(Мин географической чугас дойдуларга олохтуулар төрүт омуктарын бэрэссэдитэллэрин өлөрүөх туһугар саалары-саадактары оноруубар үлэлибин бабарБАППЫН...¹⁸)

¹ 大室恵美「留学生の排除に抗する——“SPRING”「日本人」限定方針と抗議行動」、『地平』17号、2025年、pp.14-17.

² 科学技術振興機構「事業紹介：創発的研究支援事業」 <

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/outline/index.html>>2026年3月26日閲覧.

³ 駒込武『統治される大学』 地平社、2024年、pp.87-105.

⁴ 駒込 『統治される大学』、pp.239-240.

⁵ 「プロジェクト概要」、『博士課程学生支援 グリーン・トランスフォーメーション (GX) を推進する高度人材育成』。 <URL: https://www.cis-trans.jp/spring_gx/project.html#aboutgx > 2026年3月25日閲覧.

⁶ 内部サイト「SPRING GX プロジェクト生向け情報」より：経済的支援. このWebサイトは Cis-Trans 社がUIを開発した、HTML1頁のみの構成になっている。以下「プロジェクト生向け情報」と略す。

⁷ 「プロジェクト生向け情報」より：経済的支援.

⁸ 「プロジェクト生向け情報」より：身分等について>休学について.

⁹ SPRING GX 統括オフィスよりメール：「SPRING GX 年度末報告書の提出について/ SPRING GX Annual Report Submission Notice」、2026年1月29日.

¹⁰ 「プロジェクト生向け情報」より：身分について>辞退について/経済的支援の辞退について.

¹¹ 「プロジェクト生向け情報」より：基幹プログラム>講義等の開催日程※参加必須. 基本的に研究科長の持ち回りであることが多い。なお、2026年4月下旬に入り、2026年度の基幹プログラムの前半3件は、法学部・文学部・教養学部から、法学・心理学・美学の研究者が担当

¹² 東京大学「UT7：東京大学次世代生命概念創出グループ」 <URL: <http://ut7.t.u-tokyo.ac.jp/> > 2026年3月25日閲覧. なおこのメンバーに、農学部のバイオマスを専門とする教員が一人いるだけで、生命哲学や生態学を扱う教員がいないことは、理工・開発系主導の運営方針を示唆しているか。

¹³ 「小野田大臣記者会見（令和7年12月5日）」、『政府広報オンライン』2025年12月5日。 <URL: https://www.gov-online.go.jp/press_conferences/minister_of_state/202512/video-305078.html > 2026年3

月25日閲覧；「小野田科技相「関係省庁のいっそうの連携を」南鳥島沖レアアース開発」、『日本経済新聞』2025年12月5日。 <URL:

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA051CQOV01C25A2000000/> > 2026年3月25日閲覧. より具体的にいえば、11月20日にメール案内、11月30日に参加登録、12月4日に講義であった。

¹⁴ 「日本はこれからレアアースに困らない」首相発言に第一人者が「いいかげんにしろ」、『共同通信』2026年3月18日. 岡部氏は採掘そのものよりも、加工にかかる負担を懸念している旨を付記する。

¹⁵ 東洋大学「東洋大学次世代研究者挑戦的研究プログラム「健康と人間の安全保障のための哲学を持つ多様な挑戦的研究者育成プロジェクト」8期生採用式、本プログラムを通じたキャリア形成と採択大学間ネットワークを開催しました」2025年11月18日。 <URL:

<https://www.toyo.ac.jp/news/20251118-18601.html> > 2026年3月25日閲覧. 11月14日の「東京大学薬学系研究科教授」とここで出ている人物が、東京大学側の基幹プログラムの浦野泰照に相当することは時系列的に整合する。

¹⁶ 高倉浩樹『シベリア3万年の人類史』 新泉社、2025年、pp.244-248; 小泉悠『現代戦争論』 筑摩書房、2026年、pp.51-65.

¹⁷ 平野高志「東野篤子筑波大学教授」『ウクラインフォーラム』Web版2026年2月17日。 <URL:

<https://www.ukrinform.jp/rubric-politics/4092318-dong-ye-du-zi-zhu-bo-da-xue-jiao-shou.html>;

小泉『現代戦争論』、pp.251-254. ウクライナ人道支援論に基づいて日本の武器輸出を推進する政策言説について、筆者はブログで一通りの論駁を試みている。以下を参照：拙稿「ウクライナの陰で（1）（2）」

Researchmap ブログ<URL:

https://researchmap.jp/blogs/blog_entries/view/1008426/9ef604ed48ef23a877a659fcf1dc3325?frame_id=1777622;

https://researchmap.jp/blogs/blog_entries/view/1008426/d64140ee557ec339ce8b193222f2033a?frame_id=1777622 >2026年3月25日閲覧.

¹⁸ 私は地理的に近い諸国で生活する先住民諸氏〔性別を問わない一作成者註〕を殺すために兵器の開発に務めることを望まない。

軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局 メール pokojpeace@gmail.com 小寺隆幸